

つくば市公共交通活性化協議会規約の一部改正について

つくば市公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

第 1 条中

「法第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下連携計画）という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。」を「法第 6 条第 1 項の規定に基づく協議を行うために設置する。」に改める。

第 3 条第 3 号中

「連携計画」を「地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）」に改める。

第 3 条第 6 号

「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に係る協議に関すること。」を加える。

第 3 条第 7 号

「形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。」を加える。

第 3 条第 8 号

「形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。」を加える。

第 3 条第 9 号

「前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要なこと。」を加える。

第 7 条第 5 項中

「前 4 項」を「前各項」に改める。

第 9 条第 1 号中

「専門的な調査、検討を行うため」を「調査、検討、協議をするため」に改める。

第 10 条第 2 項中

「都市建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

第13条第2項中

「総合計画審議会の委員の額を適用する。」を「1回につき10,500円とする。」に改める。

附 則

この規約は、平成27年5月29日から施行する。

つくば市公共交通活性化協議会幹事会規定の一部改正について

つくば市公共交通活性化協議会幹事会規程の一部を次のとおり改正する。

第2条第2項

「道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する合意に関する協議における軽微な案件については，幹事会において協議し，協議会に提案をする。」を追加する。

第3条第6号

「住民又は利用者の代表者」を加える。

第5条第4項中

「前4項」を「前3項」に改める。

附 則

この規程は，平成27年5月29日から施行する。

つくば市公共交通活性化協議会規約新旧対照表

資料 1 - 2

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）<u>第6条第1項の規定に基づく協議を行うために設置する。</u></p> <p>第2条 （略） （協議事項及び事業）</p> <p>第3条 （3）<u>地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。</u> （4）－（5） （略） <u>（6）地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に係る協議に関すること。</u> <u>（7）形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u> <u>（8）形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</u> <u>（9）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）<u>第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。</u></p> <p>第2条 （略） （協議事項及び事業）</p> <p>第3条 （3）<u>連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</u> （4）－（5） （略） <u>（6）前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p>

(会議)

第7条

1-4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について調査、検討、協議をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第10条 (略)

2 事務局は、つくば市まちづくり推進部交通政策課に置く。

3-4 (略)

(報酬及び費用の弁償)

第13条 (略)

2 前項の報酬及び費用の弁償の額は、つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)に準ずることとし、その額は1回につき10,500円とする。

附則

この規約は、平成27年5月29日から施行する。

(会議)

第7条

1-4 (略)

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第10条 (略)

2 事務局は、つくば市都市建設部交通政策課に置く。

3-4 (略)

(報酬及び費用の弁償)

第13条 (略)

2 前項の報酬及び費用の弁償の額は、つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)に準ずることとし、その額は「総合計画審議会の委員」の額を適用する。

つくば市公共交通活性化協議会幹事会規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する合意に関する協議における軽微な案件については幹事会において協議し、協議会に提案をする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>(1) - (5) (略)</p> <p><u>(6) 住民又は利用者の代表者</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げる者のほか、幹事会が特に必要と認める者</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>4 前<u>3</u>項に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>(1) - (5) (略)</p> <p><u>(6) 前各号に掲げる者のほか、幹事会が特に必要と認める者</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>4 前<u>4</u>項に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。</p>